

昭和六十二年三月三十一日受領
答 弁 第 一 三 三 号

内閣衆質一〇八第一三号

昭和六十二年三月三十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員玉城栄一君提出若王子氏事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員玉城栄一君提出若王子氏事件に関する質問に対する答弁書

一及び二について

現在、若王子氏の無事救出に向けてあらゆる努力が行われているところであり、犯行の目的等につき申し述べることは差し控えたい。

三について

本件がフィリピン国内で発生したものであることから、フィリピン政府は自ら捜査活動を行う権限を有すると同時に、その解決に当たる責任を有していると考えられる。

他方、日本政府には海外における邦人を保護する責務があり、そのため国際法の認める範囲内でかかる邦人保護を行うことができる。

四について

政府は、事件発生直後から若王子氏の無事救出を最優先に対応するようフィリピン政府当局に要請するとともに、邦人保護の立場から、同氏の無事救出に向けて種々の対策を講じてきているが、今後とも右方針で対応していく考えである。

五について

警察が家出人として届出を受け現在家出人手配中のフィリピン国籍を有する者は、二十九名である。その中に、届出時の状況から判断し、犯罪によりその生命又は身体に危険が及んでいるおそれがあると認められる者はいない。

六について

我が国は、開発途上国に対する経済協力を重要な国際的責務と考え、開発途上国の経済社会開発に対する自助努力を支援し、もって民生の安定、福祉の向上に貢献することを目的として経済協力を実施している。

政府としては、若王子氏誘拐事件の早期解決を目指しつつ、我が国経済協力の基本的な考え方に従って対フィリピン経済協力を進めていく考えである。

右答弁する。